

令和2年3月5日

関係各位

名古屋税関

清水税関支署興津出張所における開庁時間の変更について（お知らせ）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から関税政策及び税関行政に御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、名古屋税関では、近年の通関事情の変化を踏まえ、本年4月1日より清水税関支署興津出張所の開庁時間を下記のとおり変更することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、開庁時間外の通関手続きにつきましては、「開庁時間外の事務の執行を求める届出」をしていただくことにより適切に対応いたします。また、AEO事業者におかれましては、関税法第67条の3及び第67条の19の規定に基づく申告も可能です。

記

	平日	土曜日	日曜日	休日
現行	08:30 ～19:00	08:30 ～12:30	閉庁	閉庁
令和2年 4月1日以降	08:30 ～18:00	閉庁	閉庁	閉庁

【問合せ先】

- 開庁時間の変更に関すること
清水税関支署総務課（054-352-6116）
- 開庁時間外の通関手続きに関すること
清水税関支署興津出張所（054-369-3571）